

5類移行に関するお知らせ

○ 5類移行に関して、以下のとおりの取扱いとなります。

- 5月8日以降、新型コロナウイルス感染症については、原則、季節性インフルエンザと同様の扱いとなり、患者の自宅療養や濃厚接触者の自宅待機などの**療養制限（行動制限）がなくなります。**
※国からの事前情報提供により、発症日を0日目とし、5日間の療養を推奨する予定であることなどが案内されています。
- 5月8日以降、外来（診療・検査・解熱剤等の処方）や入院（診療・検査・薬の処方）など**医療費は、加入している健康保険により1割から3割の自己負担が発生します。**
※新型コロナウイルス治療薬（ラゲブリオ、パキロビット、ゾコーバ等）については、公費で負担されます。（令和5年9月末まで）
※入院医療費は、高額療養費の自己負担限度額から2万円減額となります。（令和5年9月末まで）なお、入院中の食事代は、高額療養費制度の適用対象外のため、上記減額制度の対象とはなりません。
- 多くの医療機関で新型コロナウイルス感染症に対する外来・入院対応を行うよう**医療体制を整備**しています。
発熱などの症状があり、コロナの感染の疑いのある者については、**かかりつけ医又は外来対応医療機関への受診をお願いします。**
- **医療機関や高齢者施設などの訪問時**については、引き続きマスク着用など、**場面場面に応じた感染対策をお願いします。**
- 5月8日以降も「いわて健康フォローアップセンター」や「**新型コロナワクチン専門相談コールセンター**」など、**相談体制の継続**します。
- 5月8日以降の**新規陽性者数の把握**は、制度上、週一回の定点報告機関からの報告となり、**岩手県感染症情報センターのホームページで公表**します。（季節性インフルエンザ等と同様の取扱い）
- **令和5年度のワクチン接種**については、**公費での対応が継続**します。

今後も、県内の感染状況や医療体制の変更などがあった場合など、継続して情報提供を行っていきます。